

令和4年度（2022年度） 保育所等指導監査について

令和4年（2022年）7月13日

熊本県子ども未来課



本日の説明事項

1. 令和3年度指導監査の実施状況
2. 令和4年度保育所等指導監査の実施
3. その他
 - ①保育業務における安全管理の徹底について
 - ②医療的ケア児保育支援事業について
 - ③新型コロナウイルス感染症対策について

1. 令和3年度指導監査の実施状況



令和3年度指導監査の3つの実施方針

①全ての施設を対象に、監査資料の提出を求めるとともに、運営管理面・処遇面とともに実地による監査を行う。

②感染拡大の影響を勘案し、監査項目を重点化することで、効率化・省力化を図る。

③感染拡大により、実地による監査が困難な場合においては、感染リスクレベルに応じ、適宜縮小等を検討する。

令和 3 年度指導監査の実施状況

令和 4 年 1 月 2 1 日から 3 月 2 1 日までの期間「まん延防止等重点措置」が適用され、監査対象施設の縮小を図りながらの実施。

種別	監査対象	実施箇所数	文書指摘箇所／件数
社会福祉法人	8 0	2 5	1 2 箇所／ 2 5 件
保育所 保育所型認定こども園を含む	3 9 9	2 8 1	1 6 箇所／ 1 8 件
幼保連携型認定こども園	4 9	2 8	0 箇所／ 0 件

※法人監査は、平成 2 9 年度から原則 3 年に一度実施

保育所等の指導監査における主な指摘事項

法人運営に関すること

【理事会及び評議員会関係】

- ・ 理事及び評議員等の選任にあたり反社会勢力に属する者でないことの誓約書等による確認について
- ・ 評議員会、理事会の招集における通知の不備
- ・ 特定の理事（評議員）の欠席が継続している
- ・ 議事録への記載が不十分 など

【監事関係】

- ・ 監事の選任に関する議案の提出にあたって現監事の過半数の同意を得ているか確認不足 など

保育所等の指導監査における主な指摘事項

法人監査の指摘事項については、 制度の理解が深まると改善されるものが多数！

- ①指摘事項については、改善をお願いします。
- ②令和元年度までに社会福祉法改正後の初めてとなる監査が実施されました。
- ③今後も適切な法人運営のため、改めて「社会福祉法人指導監査実施要綱」や「指導監査ガイドライン」の再確認をお願いします。

「社会福祉法人指導監査実施要綱」「指導監査ガイドライン」の掲載先
《厚生労働省ホームページ》

[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [福祉・介護](#) > [生活保護・福祉一般](#)
> [社会福祉法人制度](#) > 社会福祉法人に対する指導監督

保育所等の指導監査における主な指摘事項

施設運営に関すること

- 職員配置基準、施設基準（室面積）の不足
 - ・ 保育士の配置が不足
- 各種規程等（就業規則、給与規程）と実態の乖離
 - ・ 規程の未整備
 - ・ 規程と支給実態が不一致
- 防災対策等の不足
 - ・ 非常災害対策計画の内容が不十分
 - ・ 避難訓練及び消化訓練が毎月実施されていない



保育所等の指導監査における主な指摘事項

施設運営に関すること

○ 会計処理等の不備

- ・ 業務委託契約更新時における検討の不備
- ・ 前期末資金残高の管理運営や取り崩しの不備
- ・ 契約事務における不備 など



○ 内部牽制体制

- ・ 会計処理において内部の牽制体制がとれていない

○ その他

- ・ 保育士証の内容変更漏れ

保育所等の指導監査における主な指摘事項

会計規則の適正化・順守

現金管理・出納手続き

- ・ 現金の管理方法の明確化と徹底、複数名による確認
- ・ 発注する者と納品確認を行う者を分ける など

各種規程の整備

- ・ 対外的に理解が得られる規程の整備 など

保育の内容や質が注目される時代

その1. 説明責任

- ➡ 公費を使って事業を行う以上、保護者だけでなく、地域住民・県民・報道等への説明責任がある

その2. 社会的要請に応える

- ➡ 組織内に第三者の目、理事に保育や法人運営に精通している人を入れて、理事会を議論の場に！

県に寄せられる苦情やご意見



保護者からの電話や手紙

職員の園児に対する行為への不満、園内活動中の子どもの怪我、
新型コロナウイルス感染症防止に伴う子供へのマスク着用についてなど

⇒年度初めや全国的なニュースで話題になると増える傾向

○普段のコミュニケーションの必要性

問題等があった場合の傾聴、十分な説明、必要な改善など

○繰り返しの苦情の後ろに保護者が抱える別の課題

貧困、DV、周囲からの孤立、育児不安、不安定な精神状態など

○園だけで解決が難しい問題

行政や児童相談所などの関係機関との連携を！



県に寄せられる苦情やご意見



職員等からの意見など

職員本人や代理人からの職員配置に関する苦情、給与の支給に関する苦情、職場内におけるパワーハラスメントなど

⇒年度初めの職員体制が変わる時期や年度末に増える傾向

○職員配置不足で休めない環境になっていないか

職員配置の影響で休めない職員が生じていないか注意

○給与や手当に関する方針の周知

給与や手当、処遇改善加算の取扱い等を職員に周知しているか

○職場内におけるハラスメントの禁止

自らはもとより、職員の言動に留意し、パワハラ等を起こさない環境づくりを徹底

2 令和4年度保育所等指導監査の実施



令和4年度保育所等指導監査の実施

児童福祉法施行令（第38条）

1年に1回以上の実地による監査を義務付け



保育所等の設備及び運営における基準を遵守しているかどうかを
実地により検査

本県の実施方法（通常）

1年目

実地による**定例監査**

法人監査
と
運営管理面など

2年目

実地による**簡易監査**

運営管理面など

3年目

実地による**簡易監査**

処遇面など

※前年度までの指摘事項の状況により、2年目以降も継続して定例監査を実施する場合もある。

令和4年度保育所等指導監査の実施

本県の実施状況（コロナ禍）※R3～

実地による簡易監査

運営管理面及び処遇面

※監査項目を**重点化**することで
効率化・省力化を図る

感染拡大⇒感染リスクレベルに応じ適宜検討

令和4年度保育所等指導監査の実施

昨年度同様、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により実施できない状況であったことを踏まえ、今年度も、全ての施設で実施することとする。

1. 実施方法

全ての施設で書面の提出及び運営管理面・処遇面ともに実地による監査を行う。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、監査項目を重点化することで効率化・省力化を図る。

2. 主な重点事項（全ての施設共通）

前年度までの指摘事項に係る是正状況に加え、次の項目を中心に確認を行う。

【運営管理面】職員配置、苦情窓口の設置、虐待行為の禁止 など

【処遇面】事故予防、感染対策、非常災害対応の徹底 など

3. 実施時期

広域本部（地域振興局）において、施設と日程調整のうえ、実施の1か月前までに通知する。なお、感染拡大により、実地による監査が困難な場合等においては、感染リスクレベルに応じ、適宜、縮小等を検討する。

令和4年度保育所等指導監査の実施

令和4年度（2022年度）児童福祉行政・保育所等指導監査について
【別添資料参照】

監査調書の一部見直し

○ 職員給与支給状況調

⇒ 保育士等处遇改善臨時特例交付金賃金改善額の項目追加

自己点検表の一部追加

○ 施設における安全管理体制チェック項目追加

⇒ 園外活動時における安全対策について

3 その他

- ①保育業務における安全管理の徹底について
- ②医療的ケア児保育支援事業について
- ③新型コロナウイルス感染症対策について



①保育業務における安全管理の徹底について

保育所保育指針

保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導をおこなうこと

保育所保育指針解説

事故発生防止に向けた環境づくり

- ①職員間のコミュニケーション
- ②情報の共有
- ③事故予防のための研修の実施
- ④地域の関係機関との連携
- ⑤保育中の空白時間を生じさせない

施設長のリーダーシップの下、組織的に取り組む

①保育業務における安全管理の徹底について

園外活動時の安全管理に関する取り組み

- ①目的地や経路について事前の安全確認を
- ②職員間での情報共有
- ③職員体制と役割分担
- ④人数および健康状態の確認
- ⑤散歩マップ、散歩計画等の作成

保育体制強化事業

R4運用改善

清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、園外活動時の見守り等、保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置支援を行い、保育士の業務負担を軽減

補助基準額：1カ所当たり月額100千円（園外活動時見守月額145千円）

補助率：国1／2、県1／4、市町村1／4

①保育業務における安全管理の徹底について

保育体制強化事業

各施設において、計画的に保育士等の勤務環境の改善等に関する取組が図られるよう、補助要件を見直す。

(現行)

保育支援者を配置する保育所等は以下のいずれかに該当すること

- ①保育支援者を配置した月の保育士及び保育士以外の職員が**前年同月比で同数以上**
- ②保育支援者を配置した月の児童の定員数に対する保育士（保育士以外の職員）の割合が**前年同月比で同割合以上**

R4運用改善

(見直し後)

保育士の**業務負担が軽減される内容**や、職員の**雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等**を記載した**実施計画書**を提出すること

①保育業務における安全管理の徹底について

事故が発生した場合

速やかに

- 保護者、消防、警察、医療機関、市町村に
連絡を！！
- 事故の状況及び事故に際して採った処置について
記録を！！
- 日頃から職員間で緊急時の対応体制及び緊急連絡先に関する**情報の共有**を！！

②医療的ケア児保育支援事業について

背景

医学の進歩を背景に、NICU等に長期入院した後、引き続き人口呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童が増加。

全国の医療的ケア児（在宅）約2万人（厚生労働省推計）

県内の状況

県内の医療的ケアが必要な児童数

※令和3年度子ども未来課調査

就学前児童数 85,489人

医療的ケア児数 98人

保育所等の受入（熊本市を除く）

熊本県	受入施設数	受入人数
平成30年度	11施設	11人
令和3年度	17施設	20人

医療的ケア児保育支援事業

保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。（令和3年度からモデル事業を一般事業化）

補助基準額：看護師等の配置、研修受講支援、補助者配置等

補助率：国2／3、県1／6、市町村1／6

②医療的ケア児保育支援事業について

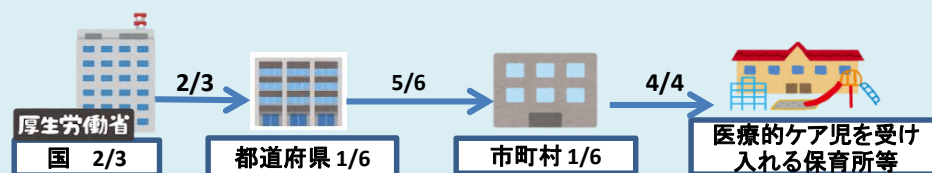
事業内容

保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

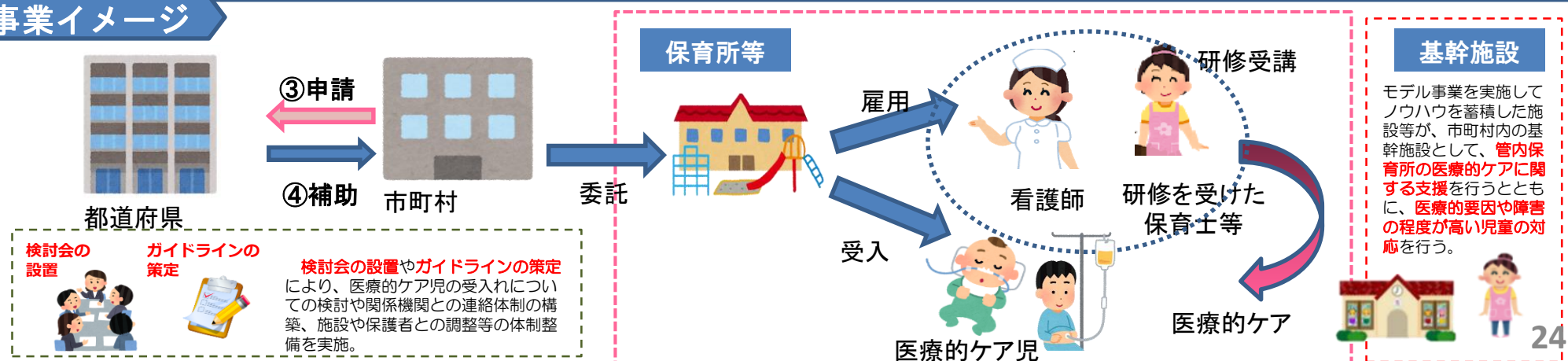
【実施主体】 都道府県、市町村

【補助基準額】基本分単価	① 看護師等の配置	1施設当たり	5,290千円
加算分単価	② 研修の受講支援	1施設当たり	300千円
	③ 補助者の配置	1施設当たり	2,170千円
	④ 医療的ケア保育支援者の配置	1市町村当たり	2,170千円
	(喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)		
	⑤ ガイドラインの策定	1市町村当たり	560千円
	⑥ 検討会の設置	1市町村当たり	360千円

【補助割合】 国 2/3 県 1/6 市町村 1/6



事業イメージ



②医療的ケア児保育支援事業について

【参考】医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている

⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
→ 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、 学校の設置者等の責務

支援措置

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
→ 看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
→ 看護師等の配置

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布日から起算して3月を経過した日

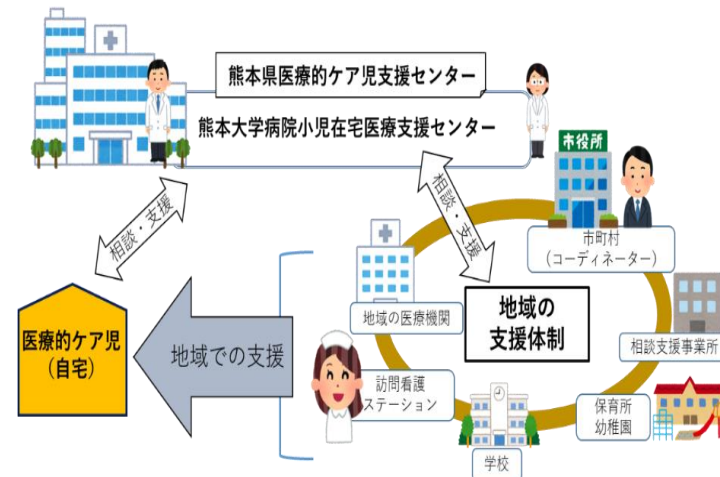
検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

②医療的ケア児保育支援事業について

「熊本県医療的ケア児支援センター」の開設について

- 1 指定先 国立大学法人熊本大学
- 2 事業開始日 令和4年(2022年)4月1日(金)
- 3 業務内容 医療的ケア児とその家族、関係機関等への相談対応、研修・情報提供、地域の支援体制構築のための連絡調整 等
- 4 スタッフ 医師3人、看護師、保健師、理学療法士、社会福祉士(計7人)
- 5 開所時間 午前9時～12時、午後1時～5時(土・日・祝日を除く)
※初めての方や特に重要な御相談は、午後3時までに連絡のこと
- 6 電話番号 096-373-5653、096-373-5448
- 7 ホームページ <https://kumamoto-children.net>
メールによる問合せ info@kumamoto-children.net



③新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染防止については、既に様々な対策を講じていただいているところですが、県内における感染拡大の状況を踏まえ、改めて感染拡大防止の再徹底をお願いします。

保育所等での感染対策

- 職員及び園児の日々の健康状態(検温や症状等)の確認
- 職員及び園児は、体調不良時の登園・出勤を控え、速やかに医療機関を受診
- 基本的な感染対策(職員のマスク着用や手指消毒、換気等)の徹底
- 職員の感染防止(会食(飲酒)時におけるリスクの最小化等)
- こまめな換気の実施(30分に1回以上、数分間程度)
- 園児にマスクを着用させる場合は、熱中症等子どもの体調変化に十分な注意を

家庭での感染防止対策の呼び掛け

- 家庭内での感染防止対策(手洗いや定期的な換気、共用部分の消毒等)の徹底
- 症状のあるお子さんの医療機関への受診
- トイレ・洗面台等の共用部分の消毒

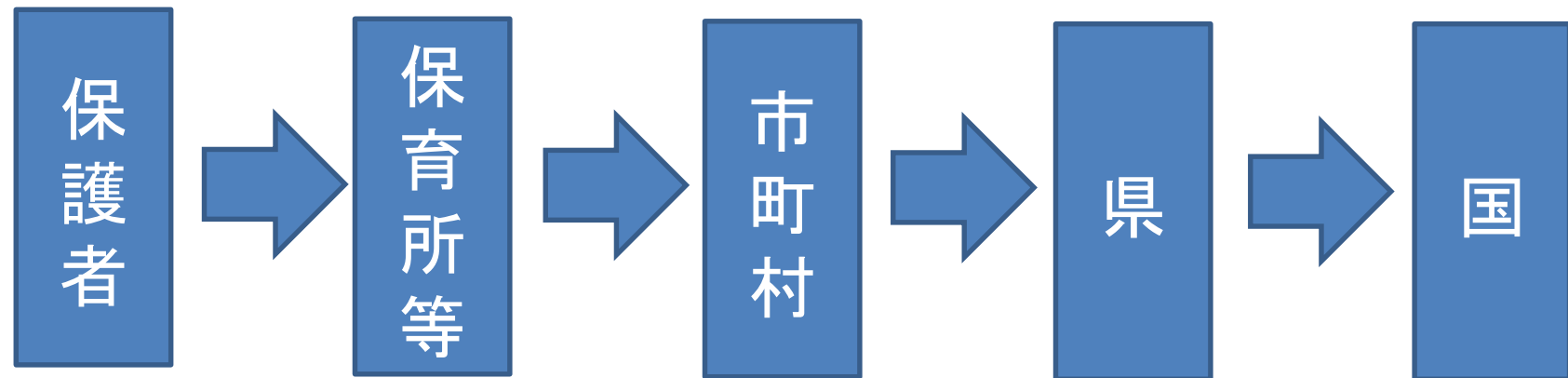
ワクチン接種の促進と周知

- 希望される職員は早めの接種を

③新型コロナウイルス感染症対策について

発生時の報告系統を確認

子どもや職員が感染や濃厚接触者に特定された場合、国（厚生労働省等）への報告が必要。保護者から保育所等への速やかな連絡が重要。



臨時休園の判断

市町村が、保健所による検査対象者の特定等を基に臨時休園や登園自粛の範囲や期間を決定。

感染を拡大させないためには

⇒情報伝達（報告）や初動の対応・判断が重要！

③新型コロナウイルス感染症対策について

子どものマスク着用について（平成4年5月20日付け事務連絡関係）

○子どものマスク着用については、これまでも2歳未満については、マスク着用は奨めておらず、この取扱いに変更はないこと。

○2歳以上の就学前の子どもについては、オミクロン株への対応として、令和4年2月から、保育所等において、可能な範囲で、一時的にマスク着用を奨めてきたが、この取扱いについて、2月の変更前の取扱いに戻すこと。

○個々の発達の状況や体調を踏まえる必要があることから、他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めないこと。特に夏場は気温や湿度、暑さ指数が高くなることが見込まれ、熱中症のリスクも高まるため、子どもの体調変化等に迅速に対応できるようマスクは外すことを推奨するものであること。

○施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲で、マスク着用を求めることは考えられること。

③新型コロナウイルス感染症対策について

保育所・認定こども園・幼稚園等の
就学前児について

2歳未満

マスクの着用は推奨しません。

2歳以上の就学前の子ども

他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めています。マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子どもの体調に十分注意した上で着用しましょう。

